

青森地域広域事務組合条件付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森地域広域事務組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係る一定の資格要件を満たした者によって行われる一般競争入札（以下「条件付き一般競争入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 条件付き一般競争入札に付する建設工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額が500万円以上の建設工事及び管理者が必要と認める建設工事とする。ただし、条件付き一般競争入札に適さないと管理者が認める建設工事は除く。

(入札参加資格)

第3条 条件付き一般競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 対象工事に対応する工種について、建設業法第3条の規定による建設業の許可を受けていること。
- (3) 青森地域広域事務組合財務規則（平成27年青森地域広域事務組合規則第14号。以下「財務規則」という。）第87条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 青森地域広域事務組合競争入札参加資格等に関する規則（平成27年青森地域広域事務組合規則第13号。以下「広域事務組合参加規則」という。）第2条の規定により建設工事について競争入札に参加する資格があると認定された者とみなした青森市競争入札参加資格等に関する規則（平成17年青森市規則第161号。以下「青森市参加資格規則」という。）第5条の規定により、建設工事について競争入札に参加する資格があると認定された者であること。
- (5) 広域事務組合参加規則第2条の規定により格付けされている者とみなした青森市参加資格規則第9条第2項各号に規定する等級にそれぞれ格付けされている者であること。
- (6) 直近に受けた建設業法第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期間が経過していないこと。
- (7) 青森地域広域事務組合競争入札参加資格業者指名停止要領（平成27年4月1日実施）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がなされ、更正手続開始決定後の経営事項審査を受けていること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされ、再生手続開始決定後の経営事項審査を受けていること。
- (10) その他管理者が入札を適正かつ合理的に行うため必要があると認めた資格を有する者であること。

2 管理者は、前項において定めるもののほか、次に掲げる事項のうち必要と認めるものを入札参

加資格として定めることができる。

- (1) 建設業法第3条に規定する営業所の所在地に関する事項
- (2) 業種及び等級の格付に関する事項
- (3) 組合が発注する建設工事の手持ち工事件数に関する事項
- (4) 設計図書の供覧に関する事項
- (5) 配置予定技術者の資格又は施工経験に関する事項
- (6) 特定建設業の許可に関する事項
- (7) 同種又は類似工事の施工実績に関する事項
- (8) 建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値に関する事項
- (9) 共同企業体の構成員及び結成に関する事項

(公告)

第4条 管理者は、財務規則第88条の規定による公告（以下「公告」という。）を対象工事について行い、その周知を図るものとする。

(入札参加申請)

第5条 条件付き一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、条件付き一般競争入札参加申請書（様式第1号。以下「申請書等」という。）を公告に定める提出期間及び方法により管理者に提出しなければならない。

(特定建設工事共同企業体における入札参加資格申請及び審査の特例)

第6条 前条の規定にかかわらず、入札参加希望者が特定建設工事共同企業体（以下、「JV」という。）であるときは、申請書のほか、次の各号に掲げる書類を公告に定める提出期限及び方法により管理者に提出しなければならない。

- (1) 建設工事入札参加資格審査申請書
- (2) 建設工事共同企業体協定書
- (3) 委任状
- (4) 共同企業体等経営規模総括表
- (5) 総合評定値通知書の写し
- (6) その他管理者が必要と認める書類

2 管理者は、前項に定める書類を受理したときは、入札参加資格のうち、JVの結成に係る要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、当該要件を満たしているJVを入札に参加させるものとし、当該JVの代表者に対し、当該審査の結果を通知するものとする。

3 前項の規定により、JVの結成に係る要件を満たしていないと認められたJVの代表者は、管理者に対し、その理由について書面により説明を求めることができる。

第7条 管理者は、前条第2項の規定により、JVの結成に係る要件を満たしていると認めた者（以下「入札参加資格者」という。）が入札締切日時までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札に参加させないものとし、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

- (1) 申請書等に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき
- (2) 前号に掲げるもののほか、条件付き一般競争入札に参加させることが著しく不適当であると認められるとき

(設計図書の貸与等)

第8条 対象工事の設計図書は、閲覧、貸与又は配付のいずれかの方法により供覧するものとする。

- 2 管理者は、前項の供覧に代えて、設計図書の販売を行うことができる。
- 3 入札参加希望者で、設計図書の貸与、配付又は販売を受けようとする者は、設計図書受領予約兼受領書（様式第2号）を提出期限日までに、ファクシミリにより管理者に申し込まなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、設計図書の貸与等に関し必要な事項は、公告に定めるものとする。

(質疑応答)

第9条 入札参加希望者のうち、当該入札の設計図書に関して質疑がある者は、質疑書（様式第3号）を質疑書受付期限までに、ファクシミリにより管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の質疑書を受領したときは、質疑回答書（様式第4号）により、質疑回答期限までに入札参加希望者が確認できる方法により回答を公表するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、質疑応答に関し必要な事項は、公告に定めるものとする。

(入札の執行)

第10条 入札の執行回数は1回とし、落札者がいないときは、入札を不調とする。ただし、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（青森地域広域事務組合最低制限価格制度要綱（平成27年4月1日実施。以下「最低制限価格要綱」という。）第3条の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、2回に限り再度入札を行うことができる。

- 2 再度入札を行う場合は、管理者は直ちに不調となった入札のうち、最低の価格（最低制限価格要綱第3条の規定により設定する最低制限価格未満の価格の入札があった場合にあっては、予定価格を超えた入札のうち最低の価格及び最低制限価格未満の入札のうち最高の価格）を記載した再度入札通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(落札者の決定保留)

第11条 管理者は、開札後、落札者の決定を一時保留し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（青森地域広域事務組合低入札価格調査制度要綱（平成27年4月1日実施。以下「低入札価格調査制度要綱」という。）の規定により失格又は失格とみなされた者及び最低制限価格要綱の規定により失格となった者を除く。以下「落札候補者」という。）から順に入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）を行ったうえで落札者を決定するものとする。

- 2 前項の規定により、落札者の決定を保留したときは、当該入札参加者に対して、落札者の決定を保留した旨を保留通知書（様式第6号）により通知するとともに、落札候補者に対し、落札候補者となった旨を落札候補者決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(入札参加資格審査書類の提出)

第 12 条 管理者は、前条に規定する資格審査を行うため、競争参加資格確認申請書（様式第 8 号）のほか、次に掲げる書類のうち公告で指定する書類の提出を求めるものとする。ただし、第 6 条の規定により、既に提出済みのものがある場合はこの限りでない。

- (1) 建設業許可通知書の写し
- (2) 契約締結日において有効な経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- (3) 配置予定技術者調書（様式第 9 号）
- (4) 施工実績調書（様式第 10 号）
- (5) その他資格確認のため必要な資料

2 前項の書類は、提出の指示を行った日の翌日から起算して 2 日目の日（青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例（平成 3 年青森地域広域事務組合条例第 9 号）第 1 条において準用する青森市の休日に関する条例（平成 17 年条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たる日を除く。）までに提出させるものとする。

(入札参加資格の審査及び落札者の決定)

第 13 条 管理者は、落札候補者が入札参加資格を満たしていることの審査を行い、審査の結果、落札候補者が、当該要件を満たしているときは、落札者として決定するものとする。

2 前項の審査において、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないときは、当該落札候補者を無効とした上で、予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（低入札価格調査制度要綱の規定により失格又は失格とみなされた者及び最低制限価格制度要綱の規定により失格となった者を除く。）から順に審査を行い、当該要件を満たす者があるまで行うものとする。

3 第 1 項に規定する審査は、原則として前条第 2 項に定める入札参加資格審査書類の提出期限となる日から起算して 2 日（休日を除く）以内に行うものとする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による審査において資格を有すると認められた者の入札金額が、低入札価格調査制度要綱第 4 条に定める調査基準価格に満たない場合は、落札を保留し、低入札価格調査制度要綱第 13 条の規定に基づき、落札者の決定を行う。

5 低入札価格調査制度要綱第 13 条第 1 項における次順位者が調査基準価格に満たない入札者であった場合には、第 1 項から第 4 項の規定の例により、落札者を決定する。

(落札者への通知等)

第 14 条 管理者は、落札候補者を落札者として決定したときは、当該落札候補者に対し、その旨を通知するとともに、当該入札結果を公表するものとする。

2 管理者は、落札候補者となった者が前条の審査において、入札参加資格要件を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者に条件付き一般競争入札参加資格無資格理由通知書（様式第 11 号。以下「無資格理由通知書」という。）により、その旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、管理者に対し、その理由について書面により説明を求めることができる。

4 管理者は、前項の規定による説明を求められたときは、速やかに書面により回答するものとする。

(その他)

第 15 条 条件付き一般競争入札の実施に関し、この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。